

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する案について

環 境 省  
経 済 産 業 省  
国 土 交 通 省

1. 改正の背景

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）により、大気汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的に、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行っているところです。

今般、欧州の排出ガス規制の改正に伴い、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関して必要な事項を定める告示（平成18年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）」（以下「告示」という。）の一部を改正することとします。

2. 改正の内容

(1) 少数生産車の基準の改正（別添1）

欧州の排出ガス規制の改正に伴い、型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するものとして定める基準を変更することとします。

（関連：告示第9条）

3. スケジュール

公布日：令和元年12月頃（予定）

施行日：公布の日（予定）